

箕面市新型インフルエンザウイルス等の
感染拡大時における業務継続計画

平成24（2012年）10月改訂

人 箕 面 市

目次

I はじめに	1
II 業務継続計画の基本的な考え方について	2
〔1〕基本方針	
〔2〕運用	
〔3〕想定	
〔4〕業務継続計画の発動について	
〔5〕優先度の考え方について	
〔6〕遺体の処理及び埋葬計画	
III 業務継続の優先度	8
IV 業務継続計画推進に当たって	22

I はじめに

新型インフルエンザウイルスに対しては、ほとんどの人が免疫を持っておらず、感染した場合の大きな健康被害とこれに伴い社会的・経済的影響が生じることが懸念され、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことが必要である。

また、新型インフルエンザウイルスの発生時において、地方公共団体は市民対応の最前線に立つことから、感染拡大防止や感染者対応の業務が増大することが予想される。

一方、新型インフルエンザまん延期には、就労人口に対し最大欠勤率40%になることが予想されることから、地方公共団体にあつては、限られた職員で新型インフルエンザ対応業務に加え、市民生活の維持・継続に必要な最低限の業務を継続的に実施することが求められる。

このため、市では、「箕面市新型インフルエンザウイルス等の感染拡大時における業務継続計画」(以下、「業務継続計画」という。)を作成することとし、新型インフルエンザ流行時においても、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活の維持に必要な不可欠な業務を継続することに重点をおいた体制を構築することとする。

強毒性の新型インフルエンザウイルス(H5N1)に関する市の対策は、「箕面市新型インフルエンザ対策行動計画」(以下、「市行動計画」という。)にまとめられているが、本計画を適切に実行するために、新型インフルエンザ発生時の優先業務をあらかじめ決めておくことが極めて重要である。

本計画は、新型インフルエンザまん延期においても、市の行政機能を維持し、市民生活に支障をきたすことのないよう市の通常業務について、優先的に取り組むべき業務を整理し、業務継続のために必要な体制を定めることを目的とする。

なお、今後、国、大阪府が業務継続計画に関する市町村向けのガイドライン等を作成した場合や、新型のウイルスの性質が新たに判明した場合には、業務継続計画を適宜見直していく。

※ 業務継続計画とは・・・

業務継続計画とは、一般的に新型インフルエンザ等の感染で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に(あるいは許容される中断時間内に)復旧させる「業務」を計画的に実現するためのプランである。新型インフルエンザがまん延状態であっても、中断させることができない、あるいは復旧を優先すべき重要業務を事前に特定しておき、休止中の代替事務手順の明確化、指揮命令システムの確保等を予め立案・マニュアル化し、新型インフルエンザの影響を最小限に留めることを目的としたものである。

II 業務継続計画の基本的考え方について

〔1〕基本方針

甚大な被害が予想される新型インフルエンザウイルスが流行した場合、本市において、新型インフルエンザ対応業務を着実に実施すると同時に、市民生活や社会経済機能の維持に必要な最低限の通常業務を実施する必要がある。

しかし、市職員やその家族が感染して欠勤率が大幅に増加するとともに、物、情報及びライフライン等の利用できる資源に様々な制約が生じ、優先的に実施すべき業務も実施できなくなる可能性がある。

そこで、このような問題に対処するため、本計画では、限られた人員、資機材などの資源を優先すべき業務に重点的に投入し、新型インフルエンザ対応業務を着実に実施しつつ、最低限必要な通常業務の継続を図るため、以下のような基本方針のもとで計画を運用する。

【基本方針 1】

市民の健康被害の最小化を優先目的とする。

【基本方針 2】

市民生活に最低限必要な業務のみ継続し、その他の業務は可能な限り中断・休止する。

【基本方針 3】

本計画は最悪の被害想定を前提としつつ、実際の流行状況に応じて弾力的に運用する。

業務継続計画と市行動計画との関係

箕面市新型インフルエンザ対策行動計画

本市が実施すべき新型インフルエンザ対策を定めたもの



箕面市新型インフルエンザウイルス等の感染拡大時における業務継続計画

～発生時の通常業務の取扱いや、職員の行動等に関する基本方針を整理～

- 優先通常業務の抽出の考え方
- 職員・庁舎等の感染防止対策
- 発生時の職員の勤務形態など

箕面市新型インフルエンザ対策マニュアル（案）

～市の役割を整理したもの～

- 市民への情報提供
- 相談窓口の開設
- 新型インフルエンザ外来の整備
- 市民生活の支援
- 火葬の体制
- 個人防護具等の備蓄

〔2〕運用

新型インフルエンザの流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右され、予測することは困難である。

本計画は、弱毒性～中毒性および強毒性においても対応するものとし、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、被害の状況や事態の進行等に応じて柔軟に対応し、新型インフルエンザ以外のウイルス、細菌等の感染拡大時においても、本計画に準じた弾力的な運用を行うものとする。

〔3〕想定

物流・交通網の停滞や、事業者等の活動休止により、市内全体で経済活動が大幅に縮小することが考えられ、学校等の臨時休業、大規模集会の中止、外出の自粛等により、市民の社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等の生活関連物資の供給が困難になるなど、市民生活のあらゆる場面で影響が出ることが予想される。

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」において、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するものと想定し、流行が各地域で約8週間続くと仮定した場合、職員本人や家族の罹患等により、職員の最大40%が欠勤するものと想定する。

〔4〕業務継続計画の発動について

(1) 発動の決定

業務継続計画の発動は、箕面市危機管理対策本部会議の決定を踏まえ箕面市危機管理対策本部長(以下、「本部長」という。)が行うものとする。

本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときであって、各部局室の業務継続計画を速やかに発動する必要があるときは、副本部長が業務継続計画を発動する。(副本部長である副市長の代理順位は、「箕面市副市長の職務に関する規則」に定める順序とする。)

- ①市は「市行動計画」及び「箕面市危機管理指針」に基づき、未発生期には部局危機管理対策本部、海外発生期には、関係部局危機管理対策本部〔健康福祉部、総務部、市立病院、教育委員会、消防本部(署)〕を設置し、初動対策に取り組むとともに、国内発生段階では、箕面市危機管理対策本部を設置して対応するものとする。

※各対策本部設置基準（「箕面市危機管理指針」より）

- ・部局危機管理対策本部：部局所管の施設等で危機事象が発生し、又は発生のおそれがある情報を入手した場合。被害の及ぶ範囲が限定的で、市民等への影響及び社会的影響が比較的小さく、担当部局により対応が可能な場合。(本部長：危機事象を担当する部局長)
- ・関係部局危機管理対策本部：被害の及ぶ範囲が相当規模で、市民等への影響及び社会的影響が大きく、担当部局のみでは対応できない、又は所管する部局が複数で合同で対応する必要がある場合。(本部長：副市長)
- ・箕面市危機管理対策本部：被害の範囲及び社会的影響が特に大きく、全庁的に対応する必要がある場合。(本部長：市長)

「箕面市危機管理対策本部」の位置づけ

国内外の新型インフルエンザに関する正しい情報をタイムリーに収集・整理し、庁内対策を協議・決定のうえ、各部局室へ指示し実行しなければならず、また、あちらこちらで協議決定をすることで混乱をきたすことが考えられるため、当該対策本部は、新型インフルエンザに関するすべての情報収集の中心となり、最終決定権をもつ組織として位置づける。

②国の新型インフルエンザ対策本部から、基本的対処方針等の本計画発動の決定に関わる新たな方針が示された場合には、市の対応方針を検討し、必要な対策をとるものとする。

(2) 各部局室の体制

①各部局室は、箕面市危機管理対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、本部長から発動の指示等があった場合には、速やかに業務継続計画を実施する。その際、あらかじめ定めておいた優先業務を実際の状況に合わせて遂行する。

②各部局室は、業務継続計画に沿って職場における感染防止策や継続すべき業務内容を見直す。また、欠勤者等の増加により、職員の勤務体制が変化することから、各部局室における業務継続計画の実施責任者は、実際の状況に応じて対応の変更、又は業務優先度(順位)の修正など、弾力的な運用を行う。その際、パンデミック・災害対応型テレワーク・モバイルオフィス地域ゲートウェイ構築事業(平成21年度総務省補助事業)で整備したテレワーク環境(以下「テレワーク環境」という。)も最大限に活用する。

③各部局室における業務継続計画の実施責任者は、各部局室長をもって充てる。

(3) 通常体制への移行

箕面市危機管理対策本部で実施責任者が欠勤者数等を勘案し、通常業務を行っても支障なく業務を遂行できることを確認した場合は、本部長の指示により通常の業務体制に移行する。

(4) 業務継続体制及び通常体制への移行の周知



市が業務継続計画の発動により、業務体制を移行した場合には、各種媒体(市ホームページ、市民安全メール、タッキー816みのおエフエム、広報紙等)を通じて市民に広く周知し、市の体制移行(一部業務の縮小・休止、来庁の自粛、やむを得ず来庁する場合のマスクの着用等)について、市民・企業等に協力を求める。また、通常の業務体制に移行した場合も同様とする。

〔5〕優先度の考え方について

業務継続計画では、各課等の業務を整理、分類する必要がある。これは、「市民の生命・財産等に著しい影響がある業務」を最優先とし、職員が出勤できない場合は応援体制の構築により、市役所機能の維持を図るものである。業務継続計画における業務継続分類の基準(業務継続の4分類)を下記に示す。

優先度の区分は、感染状況を踏まえ縮小業務を中断・休止業務に移行する等、流行の状況、発生時の行政ニーズ等に応じて柔軟に判断するものとする。

【業務継続の4分類】

業務分類	新型インフルエンザ などの感染拡大時	(大規模地震・テロ などの発生時)	業務性格
継続重要業務 (優先度A業務)	A		中断・休止が困難な業務。 市民の生命・財産等に著しい影響があるもの。
縮小 (B業務)	B 		緊急に実施することが必須ではなく、被害が甚大な期間は、中断もしくは休止できる業務。(被害が軽微、または復旧の進み具合により通常よりも縮小して実施するもの)
中断・休止 (C業務)		C	中断若しくは休止しても社会機能維持に与える影響が少ない業務。
非常時新規発生 (S業務)	S		非常事態で新たに発生する業務。 市民の救助・救援などを含め、通常より対応業務が増えると想定されるもの。

(1) 通常業務における業務継続方針設定の視点

通常業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等の判断に当たっては、次の①～④の視点を考慮する。

①中断・休止による社会的影響の有無

ア 市民の生命・安全の保持に支障があるか。

イ 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。

ウ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

②市の他の業務への影響の有無

中断・休止により、市の行政機能や業務に支障があるか。

③通常の業務実施体制の継続の要否

業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

④その他

ア 流行期間中(約8週間)業務を休止しても、その後の対応が可能か。

イ 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

(2) 業務に必要な職員数を確保するために行う事前対策

専門性の高い業務であっても担当外の職員が代行できるよう、各課・担当・グループ等において事前にマニュアル等の作成や、職場内実務研修などを実施するよう努める。

また、専門性の高い業務や資格を要する業務等については、再任用職員を含め、庁内で対応可能な職員をリストアップし、全庁的な応援体制を整える。

各課・担当・グループ内において定めた業務の優先度により、市内まん延期においても継続する業務については、業務に必要な職員数を確保することが難しくなった場合を想定しテレワーク環境の活用も含めて検討しておく。

(3) 人員の応援調整に関する対策

職員及びその家族等の感染・出勤状況を定期的に把握する。業務に必要な職員数が不足した場合は、まずはテレワーク環境の活用も含めて各課等で調整し、それでも不足する場合は、各部局室内、全庁へと範囲を広げて調整を行う。

また、全庁の調整については、市対策本部会議においてその方向性を示す。職員の応援体制に関する調整は、業務の継続方針及び業務の専門性を考慮し、流行状況の変化に応じて対応する。

(4) 市民の日常生活の維持に関する業務の考え方

●窓口・許認可等に関する業務

感染状況に応じて業務の縮小、中断・休止に伴い取扱い方法を変更する場合、基本的には以下に示す代替策から複数の方策を組み合わせるなどして、市民の利便性に配慮した対応を行う。

【代替策の例】

- ・受付業務:「郵送」、「電子申請」
- ・発行業務:「郵送」、「自動交付機」
- ・相談業務:「電話」、「電子メール」、「ファックス」、「窓口・拠点の集約」
- ・処理期間:「期限の延長」、「猶予期間の設定」、「処理期間の延長」等

施設窓口や拠点が複数ある業務については、職員欠勤状況等に応じて特定の施設窓口や拠点に集中させることで、当該行政サービスの提供を維持する。所管横断的な同一業務や類似業務については、可能な限り統一した対応する。

また併せて、電子申請や電子メールなどについては、テレワーク環境を最大限に活用する

(5) 業務継続計画の適用範囲

市における全ての部局室を対象とし適用する。

※市立病院の医療部門(医務局、看護局、薬剤部等)は、「Ⅲ各部局室の業務方針」には含まない。

〔6〕 遺体の処理及び埋葬計画

災害時における死亡者の収容、処理及び埋葬活動に関し、次のとおり定める。

1. 遺体の処理・収容

- (1) 警察官による検視（見分）、医師による検案の後、身元が判明した遺体については、遺族、親族に連絡の上、引き渡すものとする。
- (2) 身元が判明しない死体については、警察官その他の関係機関に連絡のうえ、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、身元確認の資料となる遺品などを保存する。
- (3) 遺体の検案は、警察署が要請した検案医が行う。
- (4) 遺体収容所を設置する必要があるときは、市の施設で一時遺体を収容する。

2. 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、原則として火葬により実施する。

3. 遺体の搬送

- (1) 基本的には家族が葬儀業者に依頼する。
- (2) 身よりのない遺体については市が葬儀業者に依頼する。

4. 強毒性インフルエンザウイルスの場合の遺体隔離の必要性

新型に限らず、季節性インフルエンザウイルスの多くは、感染者がくしゃみや咳をすることによる飛沫感染で伝染していくものである。インフルエンザウイルスが原因でお亡くなりになった方の遺体を通常の手扱い（解剖や必要以上の接触等を除く）を行うのであれば隔離の必要はないが、死亡後も感染が危惧される場合は、非透過性納体袋にて遺体を搬送する。

Ⅲ 業務継続の優先度

1. 新規発生業務(S業務)

部局室名	新規に発生する業務
市長政策室	突発的な事項に関する庁内調整等
総務部	箕面市危機管理対策本部の設置と体制強化及び庁内の連絡調整
	新型インフルエンザに関する対策業務の強化
健康福祉部	新型インフルエンザ対策に関すること
市立病院	病院職員の二次感染防止に関すること
	新型インフルエンザに関する問い合わせ対応、専用診療室の設置等に関すること

2. 通常業務の優先度

市長政策室

区分	業 務
A	市長及び副市長の秘書に関すること
C	名誉市民及び有功者に関すること
C	褒章、表彰その他栄典に関すること
C	市長の資産等の公開に関すること
C	市政の総合推進に関すること
C	特命による重要施策の推進に関すること
C	市の儀式に関すること

総務部

区分	業 務
A	総合行政ネットワーク管理運営業務
A	住民情報システム管理運営業務
A	中央電算室管理運営業務
A	市民安全の推進に関すること
B	個人情報保護に関すること
B	公印の総括管守に関すること
B	法律問題の調整、指導及び助言に関すること
B	訴訟事件に関すること
B	市議会に提出する議案の審査その他議会に関すること
B	条例、規則及び規程の公布並びに訓令及び訓達の審査に関すること
B	工事・委託・物品等の契約に関すること
B	予算の調製、配当及び執行管理に関すること
B	地方交付税及び地方特例交付金に関すること
B	市債及び一時借入金に関すること
B	市税の賦課、徴収、滞納処分に関すること

B	その他の税に関する事
B	職員の給与、公務災害補償、健康管理及び健康保険等に関する事
B	行政情報ネットワーク及び財務会計システムの管理運営に関する事
B	防犯に関する事
B	防災行政無線に関する事
C	事務機器の管理に関する事
C	情報システムにかかる新規プロジェクトの推進・調整に関する事
C	情報システムにかかる予算査定・評価に関する事
C	情報公開に関する事
C	文書及び物品の収受及び配布に関する事
C	文書の作成指導、保存に関する事
C	市史に関する事
C	図書集中管理に関する事
C	ふれあい安心名簿の推進に関する事
C	行政組織及び事務分掌に関する事
C	広域連携の企画及び調整に関する事
C	地方分権に関する事
C	地上デジタル放送に関する事
C	箕面市都市開発株式会社に関する事
C	組織及び定員の管理・査定に関する事
C	広域連携等の推進・調整に関する事
C	市境界の明示及び廃置分合に関する事
C	指名参加登録業務に関する事
C	指名参加登録業者の資格審査に関する事
C	建設工事等業者審査会に関する事
C	財政の計画及び調査に関する事
C	決算統計及び各決算資料等の作成に関する事
C	財政事情の公表に関する事
C	行政評価及び行財政改革に関する事
C	外郭団体等の経営改革に関する事
C	総合計画の策定、進行管理に関する事
C	業務の棚卸しの実施に関する事
C	市税の企画及び調整に関する事
C	固有資産等所在市町村交付金に関する事
C	自動車の臨時運転許可業務に関する事
C	土地、家屋及び償却資産の評価に関する事
C	固定資産評価審査委員会に関する事
C	税外収入の特定未収金対策に関する事
C	生活の安全に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事
C	危機管理及び防災の企画及び調整に関する事
C	国民保護協議会、防災会議に関する事
C	防災訓練の計画・実施に関する事
C	避難所・備蓄・倉庫等の整備・維持管理
C	交通安全の啓発に関する事
C	政策法務に関する事
C	例規の管理及び保存に関する事
C	顧問弁護士に関する事
C	各種統計調査に関する事
C	職員の選考及び試験に関する事

C	共済加入手続き等に関する事
C	退職年金に関する事
C	職員の人事、任免、分限、懲戒その他服務に関する事
C	人事管理の企画及び調査に関する事
C	職員の研修、勤務制度、福利厚生等に関する事
C	職員団体に関する事
C	人事・給与制度の見直しに関する調査・検討に関する事

人権文化部

区分	業 務
B	女性相談、DV被害者の一時保護に関する事
C	自治会活動の振興に関する事
C	地域コミュニティの振興に係る企画及び調整に関する事
C	市民活動センターに関する事
C	コミュニティセンターに関する事
C	市民文化ホールに関する事
C	人権文化センターに関する事
C	老人いこいの家に関する事
C	男女協働参画の啓発に関する事
C	男女協働参画推進計画に関する事
C	人権啓発の実施に関する事
C	人権擁護委員に関する事
C	多文化共生施策に係る企画及び調整に関する事
C	財団法人箕面市国際交流協会に関する事
C	非営利公益市民活動の促進に係る企画及び調整に関する事
C	文化振興施策に係る企画及び調整に関する事
C	文化行政及び市民文化の振興に関する事
C	財団法人箕面市文化振興事業団に関する事
C	平和人権政策に係る企画及び調整に関する事

競艇事業部

区分	業 務
A	競艇場の施設・設備に関する事
C	競艇開催に係る企画及び調整に関する事
C	選手及び番組に関する事
C	宣伝広告に関する事
C	臨時従業員に関する事
C	競艇開催に伴う警備に関する事
C	競艇場周辺対策に関する事
C	勝舟投票券の発売及び払戻業務に関する事
C	競艇事業の広域発売に関する事
C	市営競艇運営審議会に関する事
C	市営競艇住之江競艇場営業等審査委員会に関する事

市民部

区分	業 務
A	庁舎管理業務
A	埋火葬の許可、斎場の管理・運営業務

B	市民相談及び各種相談に関する事
B	庁用車両等の管理に関する事
B	印鑑登録事務に関する事
B	戸籍事務に関する事
B	住民基本台帳事務に関する事
B	簡易郵便局に関する事
B	国民健康保険に関する事
B	後期高齢者医療の資格及び保険給付に関する事
B	国民年金に関する事
B	在日外国人福祉金に関する事
B	介護保険の資格及び保険給付に関する事
B	子どもの医療費助成の資格及び支給に関する事
B	ひとり親家庭医療費助成の資格及び支給に関する事
B	身体障害者及び知的障害者医療費助成の資格及び支給に関する事
B	老人医療費助成の資格及び支給に関する事
B	ごみ、資源物及びし尿の収集、運搬、処分に関する事
B	ごみ及びし尿の収集運搬並びにごみ処理施設関係車両等の管理に関する事
C	市政に係る要望等の調整に関する事
C	市民サービスの向上に係る企画及び調整に関する事
C	市民参加に係る企画及び調整に関する事
C	来庁者案内に関する事
C	市民総合賠償補償保険に関する事
C	市有物件の建物総合損害共済に関する事
C	広聴に関する事
C	行政資料コーナーに関する事
C	行政相談員に関する事
C	消費者及び消費者団体の支援に関する事
C	消費者施策に係る企画及び調整に関する事
C	消費生活センターに関する事
C	快適環境づくり計画に関する事
C	生命科学に係る環境保全対策に関する事
C	地球環境保全に関する事
C	環境影響評価の審査に関する事
C	環境政策に係る企画及び調整に関する事
C	公害防止対策の企画、調整及び指導に関する事
C	紛議調整委員会に関する事
C	公的個人認証サービスシステム機器更新事業事務に関する事
C	住居表示維持管理事業及び住居表示実施事業に関する事
C	民事及び刑事の処分通知に関する事
C	豊川支所の業務及び維持管理に関する事
C	止々呂美支所の業務及び維持管理に関する事
C	墓地等に関する事
C	国民健康保険料等の納付相談及び滞納整理に関する事
C	後期高齢者医療の賦課、徴収に関する事
C	老人保健の医療事業に関する事
C	ごみ、資源物、し尿の収集及び運搬に係る企画及び調整に関する事
C	ごみの減量等の施策に係る企画及び調整に関する事
C	ごみ集積場に関する事
C	リサイクルセンターの運営及び維持管理に関する事

C	一般廃棄物の統計、搬入・処分、処理施設・埋立処分場に関する事
C	一般廃棄物処理業の収集、運搬及び処分の許可に関する事
C	介護保険の賦課、徴収に関する事
C	環境クリーン基金に関する事
C	指定ごみふくろ等に関する事
C	収集管理棟及び車庫棟の管理に関する事
C	浄化槽清掃業の許可に関する事
C	不法投棄に関する事

地域創造部

区分	業 務
A	市民への広報業務
B	バス交通に関する事
B	広報紙発行に関する事
B	市営の駐車場及び自転車駐車場に関する事
B	中小企業事業資金の融資に関する事
C	セールスプロモーション実行委員会に関する事
C	ふるさとカレンダーの発行に関する事
C	ふるさと寄附金に関する事
C	広告事業に関する事
C	箕面FMまちそだて株式会社に関する事
C	箕面のPRに関する事
C	観光協会に関する事
C	観光施設の維持管理及び運営に関する事
C	観光振興施策の推進に関する事
C	勤労者互助会に関する事
C	計量器に関する事
C	採石法及び火薬類取締法に関する事
C	止々呂美ふるさと自然館に関する事
C	社団法人箕面市シルバー人材センターに関する事
C	労働施策の推進に関する事
C	商工会議所その他商工関係団体に関する事
C	商工業の振興施策に係る企画及び調整に関する事
C	商工業経営の指導に関する事
C	商店街振興組合等の設立認可に関する事
C	未組織労働者の融資斡旋に関する事
C	大阪国際空港に関する事
C	中心市街地の活性化に関する事
C	公共用地の取得及び登記に関する事
C	公有地の拡大の推進に関する法律に関する事
C	国土利用計画法に関する事
C	財産区財産に関する事
C	土地収用に関する事
C	土地利用の企画及び調整に関する事
C	普通財産の取得、管理、処分及び賃貸に関する事
C	普通財産の利活用の企画及び方針の調整に関する事
C	箕面市土地開発公社に関する事
C	北大阪急行線の延伸構想の推進に関する事

C	交通政策に係る企画及び調整に関すること
C	交通体系マスタープランに関すること

健康福祉部

区分	業 務
A	感染症の予防に関すること
A	こども急病センターに関すること
A	行旅病人・行旅死亡人の取扱に関すること
A	高齢者福祉に関すること
A	障害者福祉に関すること
A	児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に関すること
B	生活保護に関すること
B	リスクの高い家庭への訪問に関すること
B	介護保険に関すること
B	虐待児童等にかかる家庭への訪問に関すること
B	健康管理及び健康増進に関すること
B	高齢者等の保健に関すること
B	精神保健に関すること
B	総合保健福祉センターの維持管理及び運営に関すること
B	母子保健に関すること
B	予防接種に関すること
C	健康福祉政策に係る企画及び調整に関すること
C	福祉バスに関すること
C	民生委員及び児童委員に関すること
C	障害者の施設に関すること
C	障害者福祉団体に関すること
C	社会福祉施設に関すること
C	社会福祉法人あかつき福祉会に関すること
C	財団法人箕面市障害者事業団に関すること
C	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会及び社会福祉団体に関すること
C	老人福祉施設に関すること
C	敬老事業に関すること
C	高齢者等の健康増進に係るスポーツ施策との連携に関すること
C	高齢者福祉団体に関すること
C	国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導に関すること
C	児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業に関すること
C	食育に係る政策の企画、立案及び推進に関すること
C	食育の推進に係る庁内及び関係機関との総合調整に関すること
C	生活援護資金に関すること
C	戦傷病者戦没者遺族等の援護に関すること
C	地域医療に関すること
C	中国残留邦人等の支援に関すること
C	保健医療福祉総合審議会に関すること

みどりまちづくり部

区分	業 務
A	公園緑地の整備・維持管理
A	道路・橋りょう・林道の整備・維持管理

B	都市計画法に基づく指導に関する事
B	建築確認申請の審査に関する事
B	建築基準法に基づく建築行為の指導に関する事
B	条例に基づく指導及び調整に関する事
B	箕面市まちづくり推進条例及び箕面市ラブホテル建築の規制に関する事
B	宅地造成等規制法に基づく指導に関する事
B	市営住宅に関する事
B	河川の占用及び使用許可に関する事
B	街路樹の維持管理に関する事
B	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等に関する事
B	交通安全施設等の整備及び維持管理に関する事
B	交通規制の調整に関する事
B	公園の占用及び使用許可に関する事
B	公園緑地、市民の森、河川等の土木施設の軽易な維持管理に関する事
B	砂防、急傾斜地等に関する事
B	治山治水事業に関する事
B	水路及びため池の整備及び維持管理に関する事
B	道路の位置の指定に関する事
B	道路の境界確定、証明及び寄附採納に関する事
B	道路の掘削、占用許可及び工事施行承認に関する事
B	独立行政法人住宅金融支援機構の受付及び合格書の交付に関する事
B	飼犬の登録及び狂犬病の予防に関する事
C	都市景観審査、都市景観審議会、都市景観アドバイザー会議に関する事
C	都市計画に係る企画及び調整、都市計画マスタープラン等に関する事
C	都市計画法に基づく地区計画、都市計画証明等に関する事
C	都市計画審議会に関する事
C	都市計画道路及び都市計画公園の計画及び調整に関する事
C	まちづくり推進条例及び都市景観条例に基づくまちづくり支援に関する事
C	景観法・都市景観条例に基づく届出に関する事
C	建築協定、建築計画概要所、建築物の統計調査等に関する事
C	建築物等の許可、認定、認可等に関する事
C	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分に関する事
C	市街化調整区域大規模開発行為の指導及び調整に関する事
C	市街地開発事業の企画、調整及び推進に関する事
C	違反建築物に係る指導及び処分に関する事
C	開発指導に係る企画及び調整に関する事
C	道路に係る政策の企画及び調整に関する事
C	道路の認定、変更、廃止、美化促進及び不法占用に関する事
C	狭あい道路に関する事
C	踏切道に関する事
C	近畿圏の保全区域の整備に関する事
C	公園に係る政策の企画及び調整に関する事
C	桜井駅前地区再整備事業に関する事
C	山麓保全に関する事
C	市民の森の整備及び維持管理に関する事
C	私有道路整備事業に関する事
C	法定外公共物の管理に関する事
C	自然公園法及び風致地区に関する事

C	自然保護及び大阪府自然環境保全条例に関すること
C	自動車及び自転車の駐車対策に関すること
C	住宅施策の企画及び調整に関すること
C	民間建築物の耐震に関すること
C	優良宅地及び優良住宅の認定に関すること
C	特殊建築物等の定期報告に関すること
C	市有建築物の計画、調整、維持管理及び営繕等に関すること
C	地価の公示に関すること
C	中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例に基づくあっせん及び調停
C	猪名川流域総合開発促進協議会に関すること
C	都市緑化の推進に関すること
C	土地区画整理事業及び関連するまちづくり事業の推進に関すること
C	動物関連施策に係る企画及び調整に関すること
C	有害鳥獣の駆除に関すること
C	鳥獣の保護に関すること
C	農業委員会との連絡調整及び農業協同組合その他農林水産業関係団体に関すること
C	農林水産業の振興施策、農地及び森林の保全に係る企画及び調整に関すること
C	農林水産業経営に係る改善指導及び農林作物に係る病害虫に関すること
C	ため池改修整備の資金に関すること
C	市有林の維持管理に関すること
C	森林法に関すること
C	緑化に係る総合企画及び調整に関すること
C	生産緑地法に関すること

議会事務局

区分	業 務
A	本会議、委員会その他の会議に関すること
B	議案、意見書案、請願書、陳情書等に関すること
B	議員の報酬及び費用弁償に関すること
B	公印の管守に関すること
B	職員の人事及び給与に関すること
C	会議録の調製保管に関すること
C	関係法規の調査に関すること
C	儀式及び交際に関すること
C	議会だよりの発行に関すること
C	議会図書室に関すること
C	議決事件の処理経過の調査に関すること
C	議決事項の処理及び証明に関すること
C	議場等の管理に関すること
C	議長会及び事務局長会に関すること
C	市政全般の調査並びに各種資料の収集及び整理に関すること
C	自動車の配車に関すること
C	諸規程の制定及び改廃に関すること
C	物品の出納保管に関すること
C	文書の收受、発送及び整理保管に関すること
C	予算及び経理に関すること

選挙管理委員会事務局

区分	業 務
B	選挙執行及び定時登録等法定事務に関すること
B	その他、選挙管理事務に関すること

公平委員会事務局

区分	業 務
C	公平委員会にかかる事務に関すること

監査委員会事務局

区分	業 務
C	監査事務に関すること

農業委員会事務局

区分	業 務
B	委員の報酬及び費用弁償に関すること
B	公印の保管に関すること
B	職員の任免、給与及び服務に関すること
B	農地の現況証明、その他証明に関すること
C	関係農業団体との連携に関すること
C	農業に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関すること
C	農業委員会の議事に関すること
C	農業及び農業者に関する事項についての啓発及び宣伝に関すること
C	農業者年金基金事務について、農業委員会に委託された業務に関すること
C	農地等の交換分合のあっせんその他農地事情の改善に関すること
C	農地等の利用についてのあっせん及び争議の防止ならびに和解仲介に関すること
C	農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持等に関すること
C	備品、消耗品の出納保管に関すること
C	文書の受発に関すること
C	予算経理に関すること

会計室

区分	業 務
A	現金、有価証券の出納保管、収入等に関すること
B	支出負担行為の確認に関すること
C	決算調製に関すること
C	指定金融機関に関すること
C	物品の出納及び保管に関すること
C	市有財産の記録管理に関すること
C	物品の記録管理に関すること

上下水道局

区分	業 務
A	浄水施設等の監視制御及び維持管理、水質、浄水処理に関すること
A	配水管等の維持管理に関すること
B	給水装置の工事に関すること

B	建設行為に係る水道施設の協議に関する事
B	公共下水道に関する事
B	指定給水装置工事事業者に関する事
B	水道及び公共下水道の使用、停止、使用水量の計量及び認定に関する事
B	水道料金、水道メーター使用料及び公共下水道使用料に関する事
B	貯水槽水道に関する事
B	排水設備に関する事
B	薬品の取扱い及び管理に関する事
B	有害物質等の監視及び水源の汚染防止に関する事
B	収入及び支出に係る命令書並びに会計伝票の審査に関する事
B	情報システムの総括管理に関する事
B	公印の総括管理に関する事
B	職員の給与及び旅費に関する事
B	庁用車両の総括管理に関する事
C	水資源に係る調査及び研究に関する事
C	水道メーターの維持管理、出入庫等に関する事
C	水道及び公共下水道の使用者の名義変更、相談に関する事
C	水道施設、給水装置及び下水道施設等の寄附採納に関する事
C	水道施設の新設及び改良に係る計画・調整及び設計及び工事基準に関する事
C	水道施設の設計及び工事に関する事
C	水道事業の認可申請等に関する事
C	水道事業及び公共下水道事業の経営に係る調査、研究及び調整に関する事
C	取水、受水、浄水及び送水の記録、統計及び報告書の作成に関する事
C	取水施設、受水施設、浄水施設及び送水施設の電気設備及び機械設備の設計及び工事に関する事
C	導水管、受水管、送水管、配水管及び給水装置の台帳管理に関する事
C	特別排水設備及び水洗便所改造資金に関する事
C	排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する事
C	府営水道の受水計画に関する事
C	流域下水道に関する事
C	料金等の滞納整理に関する事
C	上下水道局に関する広報活動の企画及び調整に関する事
C	上下水道局に関する不動産の借受けに関する事
C	上下水道局のたな卸資産に関する事
C	水道庁舎の保守管理に関する事
C	企業債、借入金及び資金計画に関する事
C	業務用無線に関する事
C	金融機関の指定に関する事
C	契約及び検査に関する事
C	経理状況報告書及び業務状況説明書の作成及び公表に関する事
C	決算及び財務諸表の作成に関する事
C	現金及び有価証券の出納及び保管に関する事
C	固定資産の評価及び台帳の管理
C	市有物件の建物総合損害共済の総括管理に関する事
C	上下水道企業管理規程に関する事
C	情報公開の総括管理に関する事
C	職員の安全、健康管理、福利及び厚生に関する事
C	職員の人事、服務及び研修に関する事
C	損害賠償及び損失補償の総括管理に関する事

C	電気工作物の検査及び記録に関すること
C	当直業務の総括管理に関すること
C	普通財産の取得、管理、貸付け及び処分並びに行政財産の管理の調整に関すること
C	文書の收受及び配布並びに文書の総括管理に関すること
C	予算の編成及び執行の管理に関すること
C	労働組合に関すること

教育推進部

区分	業 務
A	児童及び生徒の安全・健康管理に関すること
B	介助員に関すること
B	外国人児童生徒支援に関すること
B	学級編制に関すること
B	学校屋内運動場等の使用に関すること
B	学校給食に関すること
B	学校施設の維持管理及び運営に関すること
B	学校配置コンピューター及び教育センターサーバ保守サポートに関すること
B	教育委員会の会議、規則等に関すること
B	教科書及び副教材に関すること
B	教職員の勤務時間等サービス、給与、旅費、公務災害補償等に関すること
B	公印の総括管理に関すること
B	支援教育に関すること
B	児童及び生徒の就学に関すること
B	生徒指導に関すること
B	保健指導及び関係機関との連絡調整に関すること
C	委員会に対する請願及び陳情に関すること
C	委員会の予算編成、行政評価及び行政改革に係る調整に関すること
C	学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること
C	学校財務事務に関すること
C	学校図書館教育に関すること
C	教育センターの管理・運営に関すること
C	教育改革の推進に係る企画及び調整に関すること
C	教育機関の設置、廃止及び変更に関すること
C	教育研究・研修に関すること
C	教育行政に係る相談に関すること
C	教育財産の管理に関すること
C	教育政策に係る企画及び調整に関すること
C	教育相談に関すること
C	教科指導に関すること
C	教職員の人事に係る企画、調整及び配置に関すること
C	教職員の任免、分限、懲戒その他身分取扱に関すること
C	教職員の福利及び厚生に関すること
C	教職員団体に関すること
C	健康及び安全教育に関すること
C	就学奨励に関すること
C	奨学生に関すること
C	進路指導に関すること
C	道徳教育に関すること

C	特別活動に関すること
C	幼稚園、小学校及び中学校の通園通学区域に関すること

子ども部

区分	業 務
A	子どもの安全に関すること
B	ひとり親家庭の自立支援及び相談に関すること
B	学童保育料の徴収に関すること
B	公立保育所の運営に関すること
B	子育て短期支援事業に関すること
B	支援保育、病後児保育の運営に関すること
B	私立幼稚園補助金に関すること
B	児童家庭相談に関すること
B	児童手当、子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関すること
B	児童保護事業（出産費用の援助）に関すること
B	食育・給食に関すること
B	保育所入所手続きに関すること
B	保育料収納に関すること
B	母子・父子家庭ホームヘルパー派遣に関すること
B	母子生活支援施設入所事業（母子の生活支援）に関すること
B	民間・簡易保育所の保育運営指導に関すること
B	幼稚園の運営及び入退園に関すること
C	こども会の育成推進に関すること
C	ファミリーサポートセンターの運営に関すること
C	みのお子どもミュージアムに関すること
C	学童保育の入・退室手続きに関すること
C	学童保育事業の運営に関すること
C	簡易保育事業委託手続きに関すること
C	教学の森野外活動センターの維持、管理運営に関すること
C	子どもたちの自由な遊び場開放事業の運営に関すること
C	子どもに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること
C	子ども育成推進協議会に関すること
C	子ども施策推進本部会議・連絡会議に関すること
C	事業場安全衛生委員会に関すること
C	児童水遊場の管理・運営に関すること
C	次世代育成支援後期行動計画に関すること
C	次世代育成支援行動対策交付金、地域福祉・子育て支援交付金に関すること
C	青少年関係団体の育成に関すること
C	青少年健全育成イベントに関すること
C	青少年健全育成のための交付金に関すること
C	青少年指導センターの管理運営に関すること
C	青少年指導員に関すること
C	青少年吹奏楽団の育成に関すること
C	青少年補導員に関すること
C	中央・西部子育て支援センターに関すること
C	保育所・幼稚園の維持管理、補修に関すること
C	保育所・幼稚園研修に関すること
C	保育所の民営化に関すること

C	保育所補助金手続きに関する事
C	未来子ども基金、青少年育成基金に関する事
C	幼稚園の園児募集に関する事
C	幼保連携に関する事
C	要保護児童対策協議会に関する事
C	連盟・私立園長会・PTAに関する事

生涯学習部

区分	業 務
C	生涯学習施策に係る企画及び調整に関する事
C	生涯学習センターに関する事
C	公民館に関する事
C	箕面文化・交流センターに関する事
C	図書館の管理及び運営に関する事
C	箕面市サル餌やり禁止条例に関する事
C	天然記念物「箕面山に生息するニホンザル」の保護管理に関する事
C	文化財の保護活用に関する事
C	郷土資料館に関する事
C	萱野三平記念館涓泉亭に関する事
C	スポーツ振興に係る企画及び調整に関する事
C	体育指導委員に関する事
C	市民スポーツ関係団体の育成指導に関する事
C	総合運動場に関する事
C	芸術文化活動の振興に関する事
C	人権学習に関する事
C	社会教育関係団体の育成指導に関する事

消防本部・署

区分	業 務
A	救急、消防、救助、通信業務に関する事
A	消防相互応援協定に関する事
A	消防団に関する事
A	火を使用する設備等に関する事
B	危険物等の規制に関する事
B	消防用設備の設置、指導及び維持に関する事
B	非常備消防車両の維持管理、整備計画等に関する事
B	各種届出の受付に関する事
B	緊急消防援助隊の調整に関する事
B	建設行為に係る消防水利施設等の指導及び検査に関する事
B	建築許可等についての消防同意に関する事
B	公印の管守に関する事
B	消防に関する条例、規則等の制定及び改廃に関する事
B	職員の安全衛生及び健康管理並びに公務災害補償等に関する事
B	職員の給与及び旅費に関する事
B	職員の共済組合、健康保険組合等に関する事
B	水利・対象物調査に関する事
B	防火管理の指導に関する事
C	火災、救急及び救助の統計の調整に関する事

C	火災その他の災害の調査及びその調整に関する事
C	火災その他の災害活動の企画及び調整に関する事
C	火災予防及び広報に関する企画並びに調整に関する事
C	各種研修派遣に関する事
C	救急救命士の総合管理に関する事
C	救急業務の予算に関する事
C	救命講習等の実施に関する事
C	消防の儀式に関する事
C	消防訓練・施設見学の実施に関する事
C	消防署の施策遂行に係る企画調整に関する事
C	消防職員委員会に関する事
C	消防水利の計画等に関する事
C	消防庁舎等の管理に関する事
C	消防統計の調整に関する事
C	常備消防車両の整備計画等に関する事
C	職員の勤務規律、服務及び勤務条件に関する事
C	職員の研修に関する事
C	職員の任免、分限、懲戒、表彰その他身分取扱いに関する事
C	職員の福利及び厚生に関する事
C	損害賠償等の事務処理の総括に関する事
C	被服等貸与品に関する事
C	文書及び物品の収受及び配布に関する事
C	防火クラブ等の育成及び指導に関する事
C	防火協会に関する事
C	予防に係る統計に関する事
C	予防査察及び違反処理に関する事

市立病院事務局

区分	業 務
A	外来患者及び入院患者に関する事（受付、診療費、請求）
A	医療法等関係法令に基づく諸手続きに関する事
A	現金及び有価証券の出納保管に関する事
A	病院の施設及び設備の維持管理に関する事
B	各種診療費の証明に関する事
B	病院の広報に関する事
B	会計伝票の審査及び保管に関する事
B	企業債、借入金及び資金計画に関する事
B	契約及び検査に関する事
B	公印の管守に関する事
B	職員の給与及び旅費に関する事
B	病院の財務会計に関する事
C	物品の購入、検収、出納、たな卸及び維持管理に関する事
C	金融機関の指定に関する事
C	経営計画の策定及び進行管理に関する事
C	所属職員の教育及び指導に関する事
C	情報公開の総括管理に関する事
C	職員の人事、服務及び研修に関する事
C	統計に関する事

C	病院の経営の企画及び政策調整に関すること
C	病院の計理状況報告書及び業務状況報告書の作成及び公表に関すること
C	病院の固定資産の管理に関すること
C	病院の庶務に関すること
C	病院の予算及び決算に関すること
C	病院事業の条例及び規則の立案並びに病院事業管理規程の立案及び公布に関すること
C	普通財産の取得、貸付及び処分並びに行政財産の管理の調整に関すること
C	文書及び物品の収受、配布及び発送に関すること
C	労働組合に関すること

IV 業務継続の推進に当たって

市民生活の維持に必要な業務を継続するため基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 応急対策業務は、優先的に実施する。
- (2) 継続業務は、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫するなどして、適切に継続する。
- (3) 来庁者及び職員等へ感染を拡大させないため、十分な感染防止策を講じることとする。
- (4) 人命の安全確保を第一に考えて、感染防止について職員への指導を徹底するほか、来庁者等に対しても感染防止策の順守を要請する。
- (5) 縮小業務又は中断・休止業務は、業務を大幅に縮小又は休止し、人員を継続業務に投入する。
- (6) 応急対策業務及び通常業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務は、極力中断・休止する。
- (7) 市の職場・窓口等から感染を拡大させないために、職場等での感染防止策を徹底する。
- (8) 職場・窓口等で感染の疑いのある人が発見された場合を想定して、その対処方法を定めておくなど、必要な措置を講じるものとする。
- (9) インフルエンザ様症状のある職員等に対しては、年次休暇又は病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。
- (10) 本計画に定めた事項については、新型インフルエンザの流行状況や重症化度に応じて柔軟に対応することとする。